

公安委員会	鳥獣被害防止特措法の一部を改正する	平成24年6月14日
説明資料No. 1	法律の施行期日を定める政令案について	保安課

1 鳥獣被害防止特措法の改正

農林水産業等に係る鳥獣被害が深刻化している現状に鑑み、被害防止施策の効果的な推進に資するため、市町村の施策のみでは十分な被害防止が困難な場合における都道府県知事に対する要請、捕獲した鳥獣の食品としての利用、鳥獣捕獲等に関わる人材の確保、猟銃の技能講習に係る特例等に関する規定を整備した。

平成24年3月27日成立、同月31日公布

2 技能講習に係る特例の概要

(1) 特定鳥獣被害対策実施隊員に係る特例

鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（特定鳥獣被害対策実施隊員）が、当該種類の猟銃の所持許可の更新申請等をした場合においては、当分の間、技能講習の義務付けに係る規定は適用しない。

(2) 被害防止計画に基づく対象鳥獣捕獲等従事者に係る特例

被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、平成26年12月3日までの間に当該種類の猟銃の所持許可の更新申請等をした場合においては、技能講習の義務付けに係る規定は適用しない。

3 施行期日

(1) 技能講習に係る特例の規定の施行期日は、改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、警察署の開庁日であることが望ましいことから、平成24年9月28日（金）とする。

(2) (1)以外の改正規定の施行期日は、改正法の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とされており、平成24年6月30日とする。

4 今後の予定

6月19日（火）閣議決定（農林水産省及び環境省と共同請議）

<p>公安委員会 説明資料No.2</p>	<p>情報処理の高度化等に対処するための刑法等 の一部を改正する法律の施行に伴う関係 国家公安委員会規則の整備案等について</p>	<p>平成24年6月14日 刑事企画課 少年課 国際捜査管理官</p>
<p>1 趣旨 平成23年6月24日に公布された「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）」中、電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備や記録命令付差押えの導入等の手続法の整備に関する規定が本年6月22日に施行されることから、これに合わせて所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>2 主な内容（別添参照）</p> <p>(1) 少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の一部改正 触法調査において、電磁的記録を移転の上差し押さえた記録媒体で留置の必要がないものの被差押者に対する交付又は当該電磁的記録の複写に関する公告の新設に伴い、その手続等を定める。</p> <p>(2) 犯罪捜査規範の一部改正 記録命令付差押えの新設等に伴い、押収手続に関する規定について所要の改正を行うほか、通信履歴の保全要請に係る規定、記録媒体の交付又は電磁的記録の複写に関する規定等を定める。</p> <p>(3) 国際捜査共助等に関する法律に関する書式例の一部改正 記録命令付差押えの新設等に伴い、外国から共助要請等を受けた場合における必要な証拠の収集に関する処分等のために用いる様式を定める。</p> <p>(4) 少年警察活動規則の一部改正 触法調査における記録命令付差押えの新設に伴い、その令状請求権者を定める。</p> <p>3 今後の予定 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成24年6月22日）から施行する。 なお、今般整備等を行う国家公安委員会規則の各条項は、行政手続法第4条第4項等に基づき、意見公募手続等の規定は適用されないため、改正案についての意見募集は行っていない。</p> <p>4 その他 触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令についても、同様の改正を実施。</p>		

(※ 別添省略)

1 経緯等

- 総合特区制度とは、産業の国際競争力の強化・地域の活性化を図るため、総合特別区域法により設けられたもの。
- 平成23年12月22日、地方公共団体の申請に基づき、内閣総理大臣が33の区域を指定（第1次）。
- その後「国と地方の協議会」にて、規制の特例措置について協議。
- この度、その協議結果を踏まえ、総合特別区域推進本部（内閣総理大臣が本部長、全国務大臣が本部員）にて対応方針を決定するもの。

2 当庁関連の特例措置要望とこれへの対応（全件現行法の枠内で対応）

- 札幌コンテンツ特区（北海道札幌市）
 - ・ 撮影に係る道路使用許可の緩和
 - ・ 撮影のための交通規制の有償ガイドによる実施
→申請時における着眼点等について北海道警察と協議
 - ・ 撮影に係る火薬類に係る許可のワンストップ化
→運搬について警察による対応を理解し要望取下げ
- 森林総合特区（北海道下川町）
 - ・ 大型の林業機械導入に伴う積載制限の緩和
→制限外積載許可が可能
- 健康長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区（新潟県見附市等）
 - ・ ライジングボラードによる車両通行制限（2件）
 - ・ 生活道路における通行制限・速度制限、一時停止規制（2件）
 - ・ ウォーキングコースの案内の路面標示
 - ・ バス停上屋・ベンチ設置の際の歩道有効幅員の緩和
→実施に際しては、地元の警察と協議
 - ・ デマンド交通の停留所の設置許可
→現行制度で対応可能であることを理解し、要望取下げ
- あわじ環境未来島特区（兵庫県等）
 - ・ 電動アシスト自転車の電力補助の最大比率の引上げ
→公道外での実験を先行
 - ・ ミニカーと軽自動車の中間の車両規格の新設
→道交法上の規制なし
- 「森里海連環高津川流域ふるさと構想」特区（島根県益田地区）
 - ・ 猿の駆除のためのライフル銃使用に係る規制緩和
→ライフル銃による猿の駆除は銃刀法上可能。なお、駆除時の安全性確保につき島根県益田地区と協議。

3 今後の予定

6月下旬、総合特別区域推進本部において決定（持ち回り）。

1 被疑者

住居 不定

(36歳)

2 被害関係

- (1) 発生日時：平成24年6月10日（日）午後1時頃
- (2) 発生場所：大阪府中央区東心斎橋一丁目 先路上
- (3) 被害者：通行中の男性（42歳）及び女性（66歳）
いずれも死亡
- (4) 事案概要：被疑者は、前記日時場所において、徒歩にて通行中の男性の腹部等を所持していた包丁で刺すなどし、さらに付近を自転車にて通行中の女性の腹部等を刺すなどしたものの。

3 捜査の経過

- (1) 通行人からの通報により警察官が現場に急行したところ、被害者の男性に馬乗りになって襲いかかっている被疑者を認めたことから、同男性に対する殺人未遂事実で現行犯逮捕した。
- (2) 大阪府警察においては、南警察署に刑事部長を長とする「大阪府中央区東心斎橋における持凶器連続殺人事件捜査本部」を設置して所要の捜査を推進中である。

1 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（第17回会合）

(1) 開催日

平成24年6月11日(月) 14:30～15:00 於 官邸3階南会議室

(2) 議題

- テロ資金対策の推進について
- 原子力発電所等に対するテロの未然防止対策について

(3) 出席者

内閣官房長官、国家公安委員会委員長、内閣官房副長官（政務及び事務）、法務副大臣、外務大臣政務官、財務大臣政務官、厚生労働副大臣、経済産業大臣政務官、国土交通副大臣、防衛副大臣等

2 テロ資金対策の推進について

(1) 背景

国際連合安全保障理事会においては、各国にテロ資金対策の推進を求める旨の決議が採択されており、国際的なテロ資金対策に係る取組であるFATF（金融活動作業部会）からも、我が国におけるテロ資金対策の一層の推進が求められている。

(2) 政府における対応

別添資料「テロ資金対策の推進について」を決定し、今後、関係業界・企業において、業態の特性を踏まえつつ、契約書や取引約款にテロ関係者との取引拒否等を定めた事項が盛り込まれるなど、テロ資金対策の実効が上がるよう、その普及啓発に努めるとともに、テロ関係者による取引を認知した場合は速やかな情報共有を行うこととした。

3 原子力発電所等に対するテロの未然防止対策について

関係省庁より、「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」（平成23年11月14日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）を踏まえた取組について発表。

警察における取組は、以下のとおり。

- 原子力発電所等における警備体制の強化
 - ・ 警戒要領の見直し
 - ・ 人的体制の充実
 - ・ 装備資機材の整備拡充
- 共同訓練の実施等による関係省庁との連携強化
- サイバー攻撃を始めとする新たな脅威への対処 等

4 その他

国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の機能強化を図るため、防衛副大臣を同本部の構成員として追加することが決定された。